

「ニセコ町景観条例の一部を改正する条例」(案)等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	内容	理由・根拠	
1	<p>【6条の2】 設計者の責務についての条文にニセコ町の景観に対する強い思いを感じます。 この条文を読んで、自分がニセコ町民であることを誇らしく感じました。 設計者が設計をする前にこの条文を読んで自身の役割を認識できるよう、開発者に手渡される資料や開発者が訪れる Web ページなどに大きく記載されることを希望します。</p>		<p>条例改正に併せ、説明資料なども改訂いたします。その中で明記いたします。</p>
2	<p>【2条、28条、29条、30条】 関係住民等に対し通知、回覧その他の方法により行うほか、他の住民に対しても広く閲覧することができる方法と明記したことを評価する。</p>	<p>これまでの住民説明会の事例から出されてきた住民の要望を反映した前向きな改正であると思う。 (不明確であった住民への広報、資料の種類を明記など、一団の開発の判断基準を示したこと)</p>	

3	<p>【規則 23 条、別表 1-2】 「別表 1-2 第 23 条の 2 関係 資料」により公開の図書の種類、名称を明記したことを評価する。</p>	<p>これまでの住民説明会の事例から出されてきた住民の要望を反映した前向きな改正であると思う。</p>	
4	<p>【指導審査基準 3(3)、5(1)】 資料の公開方法について、関係住民等への 通知、回覧等、その他の住民に対する公開方法…と留意事項を示したこと、開発事業における一団の判断基準を示したことは評価できる。</p>	<p>(不明確であった住民への広報、資料の種類を明記など、一団の開発の判断基準を示したこと)</p>	
5	<p>【30 条】 景観上の影響が軽微と町長が認めるとき→施行規則に「影響が軽微と認めた案件を告知」する旨の規定を入れる。</p>	<p>開発事業案件の存在、と「影響が軽微と認めた」事実を周知するべきだから。</p>	<p>「指導審査基準 3(4) 説明会等を要しない場合の関係住民等への配慮について」の定めがあり、これにより、関係住民等に対しての周知及び関係住民等から説明会等の依頼があった場合の対応について示します。</p>
6	<p>【3 条】 「…、自然環境の調和と<u>地域の暮らし</u>および<u>地域全体の秩序ある…</u>」と下線部分を加筆する。</p>	<p>景観と同時に暮らしへの悪影響*を防ぐことを明示するため、また第 5 条「自らの生活する環境の保全に努める」とのつながりをつくるため。 ※過去、町内のグランピング事業への対応において、工作物でもなく、「土地の形質の変</p>	<p>本改正は、近年の複雑化する開発事業への対応と景観条例のあり方を踏まえ、本条例の立場からまちづくりに寄与する開発事業への助言・指導等を適切に行うためのものです。 ご意見のあった生活（暮らし）については、今回の改正の趣旨とは異なるものであること、また十分な検討を経た上で判断する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

	<p>更」を伴わず、設置、撤去がすぐできるグランピングテント等の設置による営業であったが、宿泊客の騒音や BQ の臭い、灯り、駐車場スペース、ドローン飛ばしなどが住民の静穏な生活を侵すことが問題となった。景観と生活の双方に問題が生じるケースであった。</p>	<p>※ご意見のあった事例については、本条例において「土地の形質変更（利用用途の変更）をする事業」として協議した結果、同意しているものであり、景観に問題が生じるものであったとは判断しておりません。</p>
--	---	--